

最近の活動

令和元年

- 5月 29日 第6回連携協力分科会
6月 12日 第7回運営課題分科会
6月 21日 第8回総会
7月 12日 第5回コンプライアンス専門部会
10月 18日 第7回情報セキュリティタスクフォース
11月 15日 サイエンスアゴラ 2019 連携協力分科会により「国立研究開発法人協議会 SDGs シンポジウム 国研協による科学技術の連携で目指す SDGs」を開催
11月 16日 サイエンスアゴラ 2019 連携協力分科会により国研協ブース出展
-17日
12月 2日 第8回運営課題分科会
12月 6日 第7回連携協力分科会
12月 13日 会長から内閣府竹本直一特命担当大臣へ「国立研究開発法人における改善事項（要望）」を手交（別添参照）
12月 20日 第9回総会

令和2年

- 1月 21日 国立研究開発法人イノベーション戦略会議（後援）
2月 7日 第6回コンプライアンス専門部会

2月 21日 コンプライアンス実務担当者スキルアップ研修の開催
2月 運営課題分科会より出版社2社と電子ジャーナル購読価格に関する意見交換を実施
5月 情報セキュリティタスクフォースにより「在宅勤務における情報セキュリティの課題に関するアンケート」を実施
連携協力分科会により「国研協の連携協力にかかる活動についてのアンケート」を実施
6月 運営課題分科会により「新型コロナウイルス感染症対策に関連した運営上の課題等に関するアンケート」を実施
7月 16日 第10回総会（オンライン開催）
新会長を選任
7月 31日 第7回コンプライアンス専門部会（オンライン開催）
9月 4日 新会長並びに新副会長による意見交換（オンライン開催）
11月 19日 サイエンスアゴラ 2020 連携協力分科会によりシンポジウム「with/post コロナ社会を生き抜くために」をオンライン開催（予定）

令和元年 9 月 2 日
国立研究開発法人協議会

国立研究開発法人における改善事項(要望)

国立研究開発法人は、国家的又は国際的な要請に基づき、中長期的なビジョンの下、民間では困難な基礎・基盤的研究、イノベーション実現に向けた研究開発のほか、社会インフラの安全・安心確保のための実証試験、技術基準の策定に資する研究開発等国家的に重要な課題の遂行が求められているほか、科学技術系人材の育成・確保にも重要な役割を担っている。

Society5.0 の実現に向けて、国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指した運営を行い、我が国の科学技術水準の向上とイノベーション創出への更なる貢献を図るため、以下のとおり改善を要望する。

一、運営費交付金の安定的な確保並びに施設の老朽化対策及び大型装置等更新予算の確保

国立研究開発法人全 27 法人の運営費交付金総額は、平成 23 年度から令和元年度までの間で 6,902 億円から 6,387 億円へと約 515 億円（約 7 %）も減額され、大変厳しい運営状況下にある。一部の法人において令和元年度は若干増額（法人全体で 77 億円増額）されたものの、引き続き厳しい状況である。

また、国立研究開発法人は、限りある予算の中で研究開発成果の最大化を目指し研究開発活動に取組んでいる。一方、国立研究開発法人が保有する研究開発実施の基盤となる施設・設備等の老朽化が著しく進行しており、対象となる事務及び事業の継続性を確保する観点からも、老朽化対策に必要な予算の確保が喫緊の課題となっている。

(1) 国立研究開発法人が行う基礎研究・研究開発、人材育成・確保等を行うために必須な運営費交付金については、その増額と中長期目標期間内での安定確保を行っていただきたい。

(2) 国立研究開発法人の管理部門の人件費や物件費等からなる一般管理費については、独法発足以来継続的に削減されており（法人により異なるが多くの法人は毎事業年度平均 3%削減）、法人の管理運営の面で大きな支障を来たしている状況。このため一般管理費については、すべての国立研究開発法人の中長期目標における業務運営効率化項目から外すなど適切な措置を講じていただきたい。

(3) 現状の運営費交付金、施設整備補助金では、施設・設備・装置・研究データ基盤等の計画的な更新・修繕等が困難となっており、抜本的な対応が必要である。このため、国庫債務負担行為を含めた各法人の老朽化対策のための施設整備補助金や国立研究開発法人に共通な老朽化対策や更新に必要な予算を確保していただきたい。

二、運営に関する規制等の緩和

国立研究開発法人の経営資源を有効活用し、研究開発成果を最大化するため、以下に示す運営に関する規制等の緩和をお願いしたい。

(1) 寄附金については、十分な研究開発投資の確保に向け、更なる民間資金の獲得が可能となるように次の緩和策を講じて頂きたい。

①国立研究開発法人に寄附金等による基金の設立を認め、資金運用の範囲の拡大や中長期目標期間を越えた繰越ができる等の見直しを図り、国立研究開発法人の運営費として活用できるようにしていただきたい。

②多様な資金獲得を促進するため、寄附者の控除額を引き上げるなど寄附税制を見直し、寄附側のインセンティブ拡大をお願いしたい。

(2) 複数年に亘るプロジェクトはその期間が法人の中長期目標期間を跨ぐケースがあるが、中長期目標期間を跨ぐ運営費交付金の繰越ができないため、プロジェクトの進捗に障害となるケースがある。中長期目標期間を跨ぐプロジェクトに関する運営費交付金は、研究成果の最大化のため、中長期目標期間を越えた繰越ができる等の見直しを図っていただきたい。

(3) 特定国立研究開発法人については、特例随意契約が導入されたところであるが、他の国立研究開発法人への対象拡大に加え、随意契約の要件緩和や基準額の引き上げなど、調達手続のさらなる改善に向けた取組を加速していただきたい。

(4) 中央省庁からの委託研究により購入した研究機器等の資産の使用・廃棄の手続きについて、委託期間終了後、速やかに資産の移管・譲渡・無償貸付ができるよう、手続を改善していただきたい。

(5) 一部の国立研究開発法人にしか認められていない長期借入について、中長期的な資金課題等に対応し効率的かつ柔軟な経営が可能となるよう、返済資金原資の制限等を含め長期借入が可能となるよう制度改善をお願いしたい。

(6) 研究力の分析に資するデータ標準化の推進に関するガイドラインに基づく予算執行データ等の収集にあたっては、国立研究開発法人の研究現場の実情等を十分踏まえたものとしていただきたい。【新規】

(7) 財政法第28条に基づく予定財務諸表について、一部の国立研究開発法人のみに作成義務があるが、国の出資額の大部分が現物出資である法人については一律に対象外とすることや、作成作業の簡素化について検討いただきたい。【新規】

三、SDGs のための科学技術イノベーションの推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、国を挙げて取り組むべき施策であり、国立研究開発法人にとっても、科学技術イノベーションによる社会の変革に向けて貢献しなければならない。また、グローバルに活動する企業にとっても経営戦略上積極的に関わるべき重要課題である。

(1) 多分野に渡って長期的な視点で研究開発を進める国立研究開発法人がそれぞれの特徴を活かしつつ、省庁を越え、大学や産業界とも連携し、人材育成にも貢献する。そのため、国立研究開発法人が企業・大学とともにSDGsの課題に積極的に取り組むための予算措置をお願いしたい。

四、イノベーションシステムの確立に向けた研究開発等の促進・充実

国立研究開発法人は、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関であり、大学や企業と一緒に人材、知、資金の好循環を促し、オープンイノベーションシステムの構築を積極的に推進しているところ。そのため、以下の支援をお願いしたい。

(1) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく施策を強力に推進するため、取得すべき特許を強化するための経費、GAPファンドや起業のためのプロモーションファンド、企業との共創を充実させるためのコーディネーター確保・育成のための予算の確保・拡充をお願いしたい。

(2) 国立研究開発法人の経営努力認定については、平成29年度に一定の改善が行われたところであるが、更なる支援をお願いしたい。例えば、運営費交付金で賄う経費の削減から生じた利益については制約なく10割を目的積立金として認めていただきたい。

以上